

福井市PPP／PFI導入基本方針

平成28年12月

福 井 市

目 次

はじめに	1
第1章 PPP／PFIについて	2
1 PPPとは	2
(1) PPPの定義	2
(2) PPP手法の種類	3
(3) PPPの効果	5
2 PFIとは	5
(1) PFIの定義	5
(2) PFIの基本理念	6
(3) PFIの原則	8
(4) PFI法による対象施設	8
3 PFIの特徴	9
(1) 従来手法との違い	9
(2) PFI事業における契約構造	10
(3) PFI事業形態	11
(4) PFIの事業方式	12
(5) PFIのプロセス	14
第2章 福井市におけるPPP／PFIの優先的検討	15
1 対象とするPPP／PFI手法	16
2 優先的検討の開始時期	16
3 優先的検討の対象事業	16
(1) 事業の内容	16
(2) 事業規模	16
(3) 対象事業の例外	17
4 適切なPPP／PFI手法の選択	17
(1) 採用手法の選択	17
(2) 検討を省略できる採用手法	17
5 簡易な検討	18
(1) 定量評価	18
(2) その他の方法による評価	18
6 詳細な検討	18
7 評価結果の公表	19
(1) 簡易な検討の結果の公表	19
(2) 詳細な検討の結果の公表	19

8	PPP／PFIの推進・実施体制	20
	(1) PPP／PFIの推進体制	20
	(2) PFIの実施体制	20
	おわりに	21

はじめに

本市は、人口の増加や市街地の拡大に伴い、学校や市営住宅などの公益施設、並びに道路、上下水道のインフラ施設を整備してきました。現在、これらの公共施設が更新時期を迎え、多額の費用が見込まれる一方で、人口減少による税収減や、高齢化の進展に伴う経費の増大により、中長期的に財政が厳しくなることが懸念されています。

そうした中、公共施設のコストの縮減を図りながら質の高い市民サービスを提供するために、平成27年3月に「福井市施設マネジメント計画」を、また平成28年3月には「福井市公共施設等総合管理計画」を策定し、民間活力の導入を進めていくことを掲げています。

本市では、平成17年度から指定管理者制度を導入し、また、下水道施設においては平成19年から包括的民間委託を導入するなど、これまでも施設運営への民間活力の導入に取り組んできました。

しかしながら、今後は、公共施設等の整備等においても、民間の資金やノウハウを活用し、市民サービスの質の向上と効率的な行政運営を進めるため、「福井市PPP／PFI導入基本方針」を定め、優先的にPPP／PFIの検討及び導入を実施していきます。

第1章 PPP/PFIについて

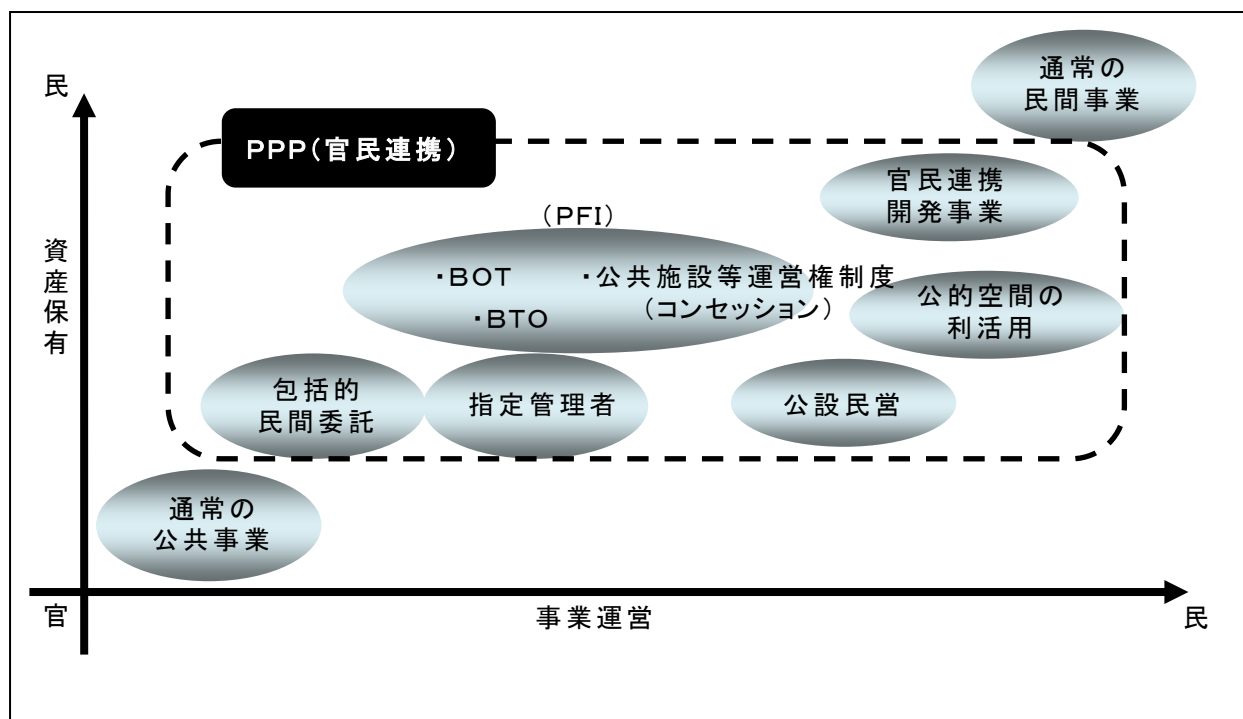
1 PPPとは

(1) PPPの定義

PPP (Public Private Partnership : パブリック プライベート パートナシップ) は、行政と民間が多種多様な形で連携して、お互いの強みを活かすことにより、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図るものです。

下記図表1は、資産の保有形態や事業運営それぞれの、官民の関与する度合いに応じて、様々な事業手法を整理したものです。PPPの代表的な手法としては、PFIや指定管理者制度などがあります。

図表1 PPP手法の概要



参考：国土交通省総合政策局資料

(2) PPP手法の種類

PPP手法は、次のように分類されます。

一つの事業に対して、複数のPPP手法を組み合わせる場合もあります。

図表 2 PPP手法の類型と概要

PPP手法の類型	概要
PF I	<ul style="list-style-type: none"> PF I法^①に基づき、公共サービスの提供に際し、民間資金を活用して民間に施設整備や公共サービスの提供を委ねる手法。
一般的なPF I	<ul style="list-style-type: none"> 民間が、公共施設の設計・建設・維持管理・運営などを一括発注・性能発注^②・長期契約などにより行う手法。
公共施設等運営権制度 (コンセッション方式)	<ul style="list-style-type: none"> 民間が、公共施設などの運営権を取得し、長期的・包括的に運営を行う手法。
PF Iに準じる手法	<ul style="list-style-type: none"> PF I法には基づかないが、民間に施設整備や公共サービスの提供を委ねる点で、PF Iに類似する手法。
DB・DBOなど	<ul style="list-style-type: none"> 民間に設計・建設などを一括発注・性能発注する手法(DB)や、民間に設計・建設に加え維持管理・運営などを長期契約などにより一括発注・性能発注する手法(DBO)。 PF Iと異なり、公共が資金調達を担うことになる。
包括的民間委託	<ul style="list-style-type: none"> 民間に公共施設の維持管理などを複数年契約などにより一括発注・性能発注する手法。
指定管理者制度	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治法に基づき、管理者に指定した民間に公の施設の維持管理・運営などを実施させる手法。 指定管理者は公の施設の利用料金を自らの収入とする事が可能。
民設公営	<ul style="list-style-type: none"> 民間が施設の設計・建設などを行い、公共が維持管理・運営などを行う手法(民間から公共に譲渡する方式や賃貸する方式など)。
民設民営(PF Iを除く)	<ul style="list-style-type: none"> 民間が施設の建設・維持管理・運営を実施する手法。
第三セクター	<ul style="list-style-type: none"> 民間と公共の共同出資による事業体(株式会社)。公益的な役割を担うとともに、リスクを分担して収益事業的な公共サービスの提供を行う。
公的不動産の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> 公有地や公有施設を有償又は無償で民間に貸与などし、民間が公有地や公有施設を活用して事業運営やサービスの提供を行うもの。
民間提案制度	<ul style="list-style-type: none"> 事業発案段階で既存の公共サービスに対して民間から提案を受けることにより、民間の参入を促進するもの。

① PF I法は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」の略称であり、平成11年7月に制定されたわが国においてPF Iを実施する上で基本となる法律。PF Iの理念、手続、財政上の支援措置、規制緩和の促進等を定めている。

②性能発注とは、公共側が、施設の実施設計をして公募を行う仕様発注ではなく、施設の基本的な性能要件を提示し、民間側は提示された性能を満たすような設計を行い建設するという方法。民間側にとっては、創意工夫を活かすことができる一方、入札コストは多額になる場合がある。

PPPの手法は、設計や業務など各業務ごとの官民の関わり方により、次のように分類されます。

図表 3 PPP手法別の官民の業務分担

業務		設計	建設	維持管理	運営
(参考) 従来手法	発注主体	公設		公営	
	契約形態	設計会社に委託	建設会社に委託	直営又は委託	直営又は委託
PFI		民設		民営	
		PFI事業者が事業契約に基づき包括的に実施			
コンセッション		—		民営	
				PFI事業者が公共施設等運営権実施契約に基づき包括的に実施	
DB		公設		—	
		民間事業者に包括的に一括発注			
DBO		公設		公営	
		民間事業者に包括的に一括発注			
包括的民間委託		—		公営	
				民間事業者に一括発注	
指定管理者		—		公営	
				指定管理者(民間事業者)に指定	
民設公営		民設		公営	
		民間事業者が設計・建設業務		直営又は委託	直営又は委託
民設民営		民設		民営	
		民間事業者が設計・建設・維持管理・運営業務を実施(PFIを除く)			

※各手法の上段は各業務の発注者、下段は実施方法を示しています。

(3) PPPの効果

PPP手法を活用することにより、次の効果が期待されます。

① 公共サービス水準の向上

- ・ サービス水準や市民満足度の向上
- ・ 事業や施設の付加価値による、市民や施設利用者に対する魅力の向上
- ・ 公有地の民間活用による、新たなサービスの提供

② 財政負担の軽減

- ・ 事業コストの削減
- ・ 事業や施設の付加価値の創出等による収入の増加

③ 地域経済の活性化

- ・ 公共サービスを民間に開放し、新たな事業機会を創出することによる、地域経済の活性化

2 PFIとは

(1) PFIの定義

PFI (Private Finance Initiative : プライベート ファイナンス イニシアティブ[※]) は、平成11年7月に成立したPFI法に基づき実施するものであり、公共施設等の設計・建設・維持管理・運営等を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して実施し、市民サービスの向上やトータルコストの削減を図る事業手法です。

なお、平成23年6月の法改正により、新たに公共施設等運営権制度(コンセッション方式)が導入されました。

図表 4 PFI手法の推進に関する国の動向

・平成11年7月	「PFI法」(平成11年7月30日法律第151号)の成立(同年9月施行) 「PFI法施行令」(平成11年9月22日政令第279号)の公布、施行
・平成12年3月	「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」(平成12年3月13日総理府告示第11号。以下「総理府基本方針」という。)の告示
・平成13年1月	「PFI事業の実実施手続プロセスに関するガイドライン」及び「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」の公表
・平成13年12月	PFI事業における行政財産の貸付を行うことができるようになる(PFI法の一部改正)。

- ・平成15年6月 地方自治法が改正され、指定管理者制度が導入される（同年9月施行）。
- ・平成17年8月 P F I 事業における行政財産の貸付の範囲が拡大される（P F I 法の一部改正）。
- ・平成23年6月 対象事業が拡大し、民間事業者による提案制度と公共施設等運営権が導入される（P F I 法の一部改正）。
- ・平成25年6月 官民連携インフラファンドが創設される（P F I 法の一部改正）。
- ・平成27年9月 コンセッション事業において公務員を退職派遣できるようになる（P F I 法の一部改正）。
- ・平成27年12月 「多様なP P P / P F I 手法導入を優先的に検討するための指針」が定められ、人口20万人以上の地方自治体に対して「P P P / P F I 手法導入優先的検討規程」についての策定が要請される（内閣府）。

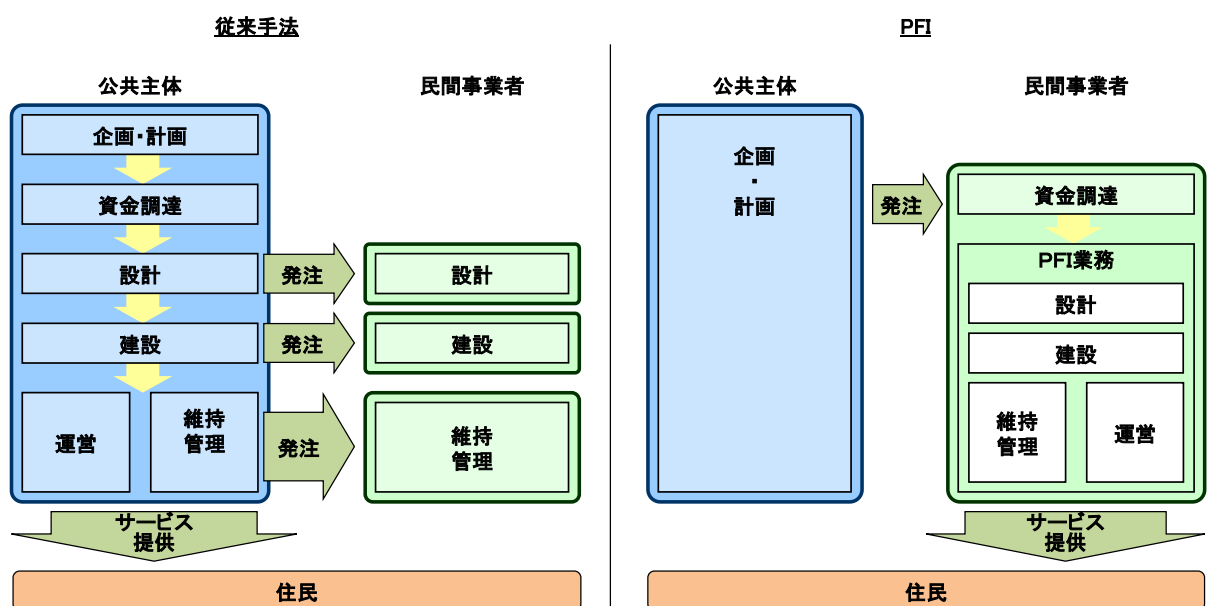
（２）P F I の基本理念

① 民間資金の活用による公共サービスの調達

P F I では、民間事業者が自己資金により整備した公共サービスの提供に対して、行政が対価を支払うことにより公共サービスを調達します。

民間事業者が従来のような公共サービスの「請負業者」から、施設の設計・建設・維持管理・運営に至るまでの「企画会社」として、公共サービスの提供の全工程に関与することになります。

図表 5 P F I と従来手法のスキーム比較



② V F Mの達成

V F M (Value For Money : バリュフォーマネー) とは、P F Iにおける最も重要な概念であり、「一定の支払いに対しより高い価値(サービスの質・量)を提供する」や、「住民のために財政資金を最大限有効活用する」という考え方です。

公共サービスの提供をP F Iで行うかどうかは、従来手法で行った場合とのコスト比較、サービスの質の比較で判断されます。

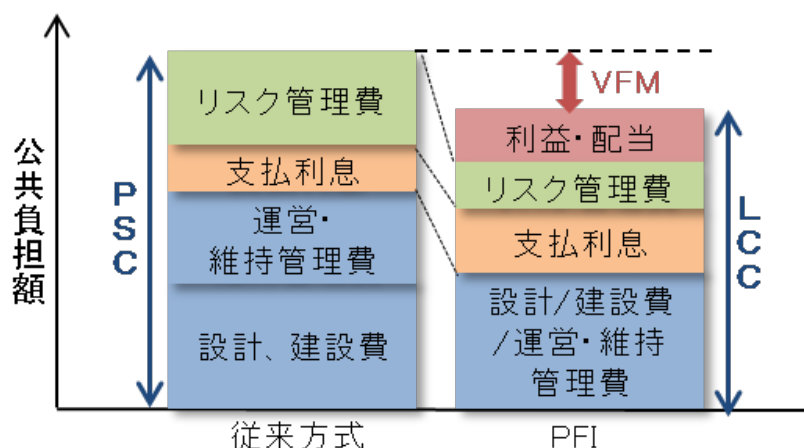
すなわち、次のいずれかが、達成できることを測定し、P F Iによる事業の実施を決定することになります。

- ・ サービス水準が一定であれば、行政の負担するコストが低減する。
- ・ コストが従来と同等であれば、サービス水準が向上する。

具体的なV F Mの算定では、P F Iによる施設建設及び運営・維持管理に要する経費である施設の生涯総費用(L C C^③)と、従来の公共事業による公共部門のすべてのコスト(P S C^④)との比較を行い、判断することになります。

下記図表6は、V F Mが発生する場合を想定したものです。従来方式と比較すると、リスク^⑤管理費は官民のリスク分担による減額を、建設費や運営費等は、一括発注による減額を見込んでおります。一方で、支払利息は、起債と民間借入の金利の差による増額を、さらに民間事業者の利益や配当金分の増額を見込んでおります。

図表 6 V F Mの概要



③ L C C (Life Cycle Cost : ライフ サイクル コスト) とは、P F Iによる施設の整備を含む生涯総費用のことで、施設建設費、企画・設計費、維持管理費、修繕費、運営費、解体・撤去費、支払利息、税金などがある。

④ P S C (Public Sector Comparator : パブリック セクター コンパレーター) とは、設計・施設建設費に、運営費や維持管理費用を加えた公共部門におけるコストを指す。

⑤ リスクとは、P F Iにおける事業の執行過程において生じる可能性のあるすべての不確実要素のこと。

P F I手法による事業では、例えば事故、需要の変動、物価や金利の変動、測量・調査等のミスによる計画・仕様の変更、工事遅延による工事費の増大、事業開始の遅れ、関係法令や税制の変更などのリスクが想定される。

③ リスク分担

P F Iによる公共サービスの提供においては、当初予期できない事態により損失が発生する恐れがあるため、これらの損失の発生を回避するための方策を、官民双方で適切に分担することが必要になります。

そのため、リスクについては、リスクの所在を明確化し、個々のリスクを最も効率的・効果的に管理できる主体が責任をもって負担する「最適なリスク分担」が必要となります。

(3) P F Iの原則

P F Iの目的を実現するため、以下の原則及び主義に基づいてP F I事業者を選定し、事業を実施する必要があります。

① 5つの原則

- 公共性原則 公共性のある事業であること。
- 民間経営資源活用原則 民間の資金、経営能力および技術的能力を活用すること。
- 効率性原則 民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施すること。
- 公平性原則 特定事業の選定、民間事業者の選定において公平性が担保されること。
- 透明性原則 特定事業の発案から終結に至る全過程を通じて透明性が確保されること。

② 3つの主義

- 客観主義 各段階での評価決定について客観性があること。
- 契約主義 公共施設等の管理者等と選定事業者との間の合意について、明文化することにより、当事者の役割及び責任分担等の契約内容を明確にすること。
- 独立主義 事業を担う企業体の法人格上の独立性又は事業部門の区分経理上の独立性が確保されること。

(4) P F I法による対象施設

P F I法では、次の施設をP F Iによる選定事業として定めています。

- 公共施設 道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等
- 公用施設 庁舎、宿舍等
- 公益的施設等 賃貸住宅、教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等
- その他の施設 情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設、観光施設、研究施設、船舶、航空機等の輸送施設、人工衛星

3 PFIの特徴

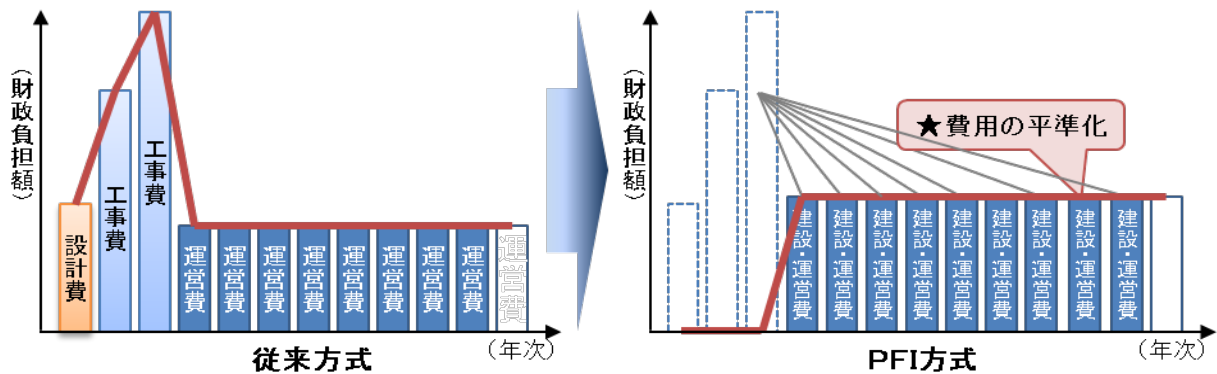
(1) 従来手法との違い

従来手法とPFIの違いは次のとおりです。

図表 7 従来手法とPFIの違い

項目	従来手法	PFI
発注方法	<仕様発注> 構造、材料などに関する詳細な仕様書を公共側が作成し、民間に発注	<性能発注> 公共は事業の性能（質や水準）のみを指定し、民間は提示された性能を満たす事業を実施
	<分離分割発注> 設計・建設・維持管理・運営を分割して発注	<一括発注> 設計・建設・維持管理・運営をPFI事業者に一括して発注
実施方法	施設の設計・建設・維持管理・運営を個別に公共が実施、又は民間事業者に委託	施設の設計・建設・維持管理・運営をPFI事業者が一括して長期にわたり実施
官民のリスク分担	リスクが生じた時に、その都度協議して決定するが、基本的に公共側がリスクを負う。	契約時にリスクを明確化して、公共と民間の双方で分担する。
事業者選定方法	原則、価格による入札	価格や事業の提案内容を加味し、総合的に評価する。
資金調達	市債、補助金など、公共が資金を調達する。	PFI事業者がプロジェクトファイナンス ^⑥ による資金調達（公的補助を活用・併用する場合もあり）を行う。
財政負担の比較	建設時のコストが集中する。	施設の設計から運営までのライフサイクルコストの平準化・最適化が図られる。

図表 8 財政負担の比較

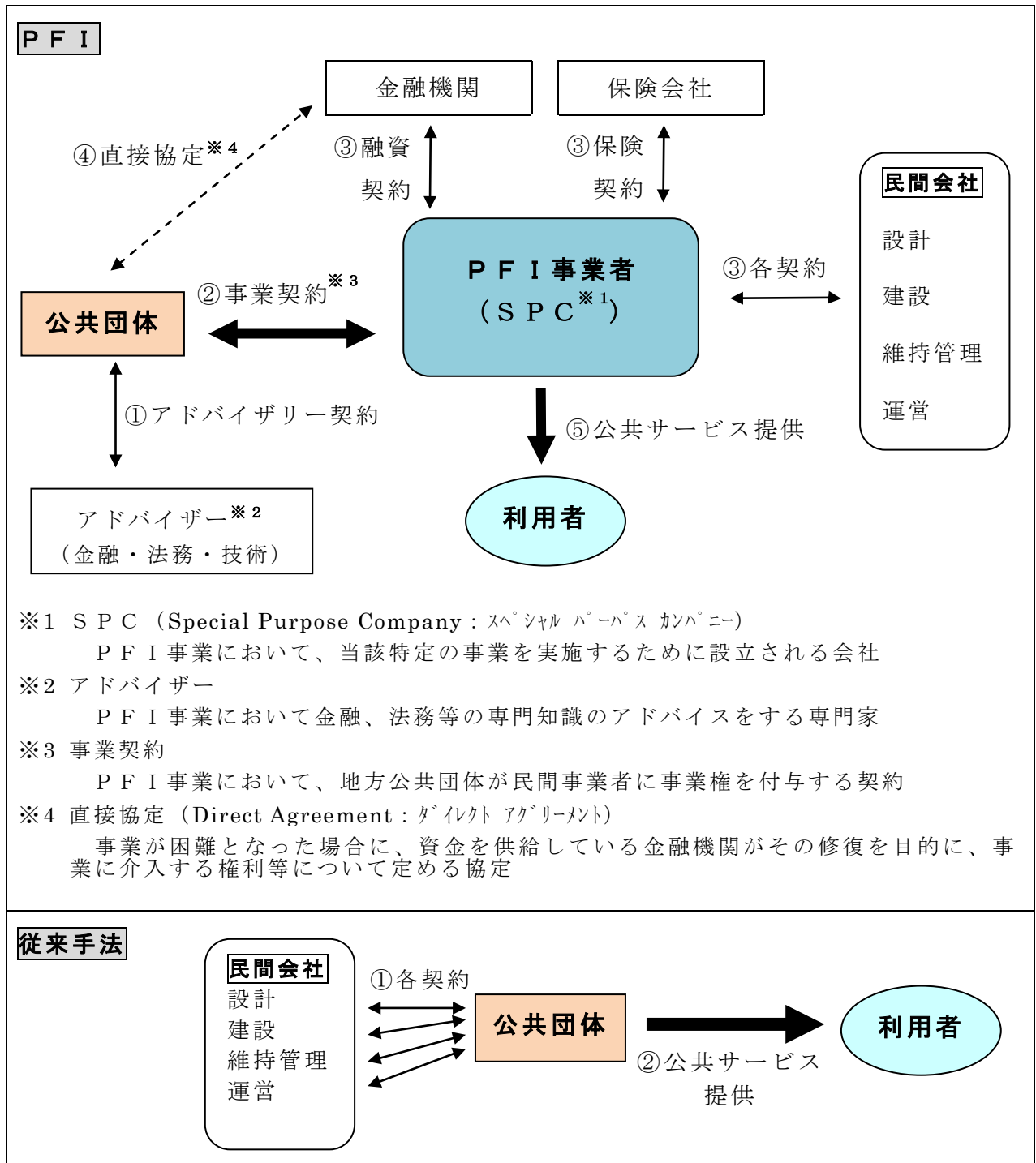


⑥プロジェクトファイナンスとは、特定のプロジェクトに対するファイナンスであって、そのファイナンスの利払い及び返済の原資を原則として当該プロジェクトから生み出されるキャッシュフローに限定し、そのファイナンスの担保を当該プロジェクトの資産に依存して行う金融手法

(2) P F I 事業における契約構造

従来の手法における基本的な契約構造は、公共団体が各事業契約を民間事業者と締結し、公共団体が直接、利用者に公共サービスを提供します。一方、P F I 事業では、公共団体がP F I 事業者（S P C）と事業契約を締結し、個別の業務に係る契約は、P F I 事業者と各業務を実施する民間事業者の間で締結します。

図表 9 従来手法とP F I の事業契約構造



(3) PFI事業形態

PFI法による事業形態としては、PFI事業への公共の関与のあり方に着目して、主に次の3つの形態に区分できます。

① サービス購入型

PFI事業者が公共施設等の設計・建設・維持管理・運営を行い、行政はそのサービスの購入主体となる形態です。PFI事業者は、主として行政からの支払により事業コストを回収します。



事例：文化・スポーツ等施設（東京都）、小・中学校（四日市市）、学校給食センター（八雲村）

② 独立採算型

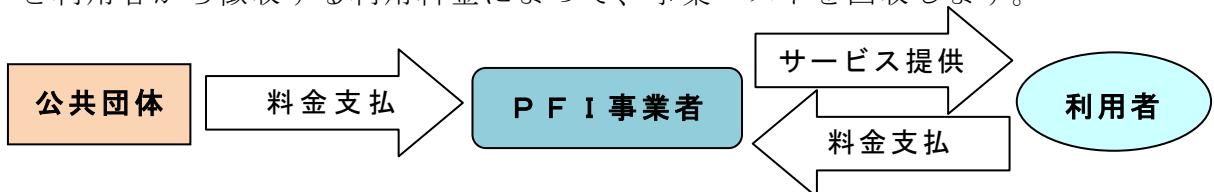
行政からの事業許可等に基づき、PFI事業者が公共施設等の設計・建設・維持管理・運営を行う形態です。PFI事業者は、利用料金等の利用者からの収入によって事業コストを回収します。



事例：港湾コンテナターミナル施設（北九州市）、駐車場（鯖江市）

③ ジョイント・ベンチャー型（JV型）

行政とPFI事業者の両者の資金を用いて、PFI事業者主導で、公共施設等の設計・建設・維持管理・運営を行う形態です。PFI事業者は、公的支援と利用者から徴収する利用料金によって、事業コストを回収します。



事例：地域交流施設（指宿市）、下水道事業（横浜市）

(4) P F I 事業方式

P F I 法による事業方式には、事業の実施過程における行政と民間との関係において分類すると、主に次のようなものがあります。実際の事業の実施にあたっては、前述の事業形態ごとに適切な事業方式を選択することで、効果的で効率的なサービスを提供することができます。

① 建設-譲渡-運営方式 (B T O : Build Transfer Operate)

P F I 事業者が施設を建設 (Build) した後、施設の所有権を行政に移転 (Transfer) したうえで、P F I 事業者が施設の維持管理・運営 (Operate) を行う方式

② 建設-運営-譲渡方式 (B O T : Build Operate Transfer)

P F I 事業者が施設を建設 (Build) し、契約期間にわたり施設の維持管理、運営 (Operate) を行い、資金回収した後、行政にその施設の所有権を移転 (Transfer) する方式

③ 建設-所有-運営方式 (B O O : Build Own Operate)

P F I 事業者が施設を建設 (Build) し、そのまま保有 (Own) し続け、施設の維持管理、運営 (Operate) を行う方式

B O T と異なる点は、事業終了段階で施設の所有権移転を行わず、P F I 事業者が保有し続けるか、撤去をする点

④ 改修-運営方式 (R O : Rehabilitate Operate)

所有権は公共が持ったままで、P F I 事業者が施設を改修、補修 (Rehabilitate) し、その施設の維持管理・運営 (Operate) を行う方式

⑤ 建設-譲渡方式 (B T : Build Transfer)

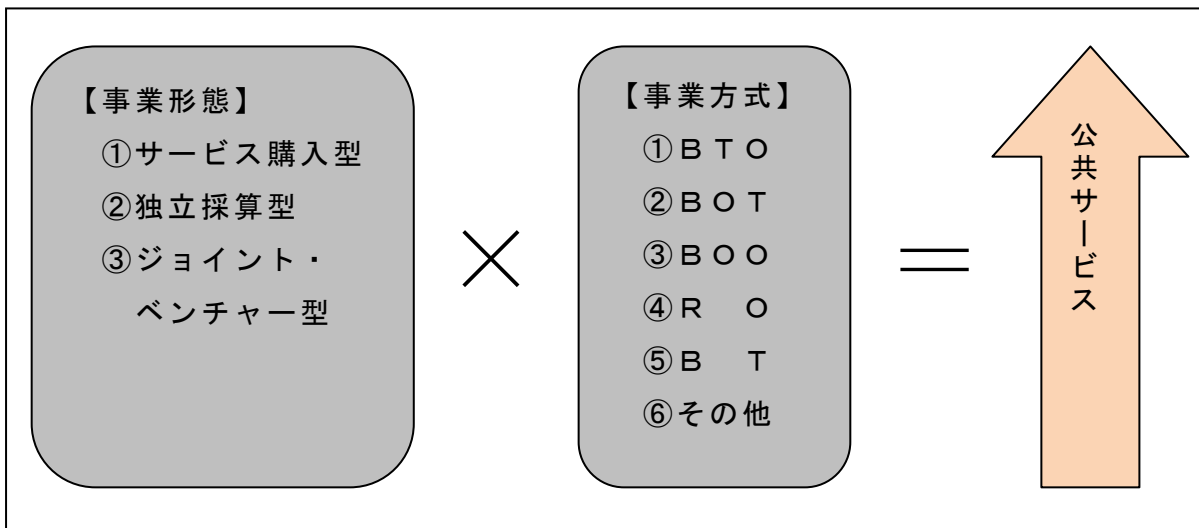
P F I 事業者が施設を建設 (Build) し、施設の所有権を行政に移転 (Transfer) する方式

図表 10 P F I 事業方式一覧

種類	資金調達	設計・建設	維持管理・運営	契約期間中の施設の所有	事業終了後の施設の所有
B T O	P F I 事業者	P F I 事業者	P F I 事業者	公共団体	公共団体
B O T	P F I 事業者	P F I 事業者	P F I 事業者	P F I 事業者	公共団体
B O O	P F I 事業者	P F I 事業者	P F I 事業者	P F I 事業者	P F I 事業者 又は撤去
R O	P F I 事業者	P F I 事業者(改修)	P F I 事業者	公共団体	公共団体
B T	P F I 事業者	P F I 事業者	公共団体	公共団体	公共団体

その他、建設-所有-売却方式（B O S^⑦）、建設-リース-譲渡方式（B L T^⑧）などもあります。

図表 11 事業形態と事業方式の組み合わせ



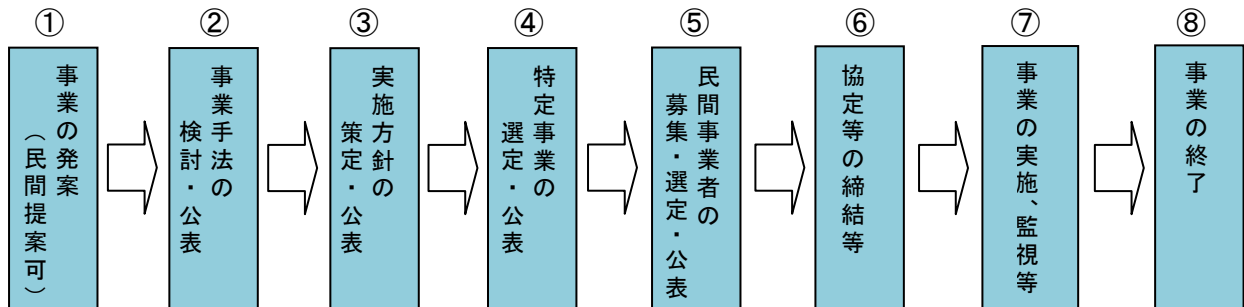
⑦ B O S [(Build Own Sell) 建設-所有-売却]とは、P F I 事業者が事業の資金調達を行い、施設を建設し、公共団体へ施設を売却して、その売却益を償還原資金とする事業手法。P F I 事業者は施設売却後、公共団体とリース契約を結んで、施設貸与を受けることになる。

⑧ B L T [(Build Lease Transfer) 建設-リース-譲渡]とは、P F I 事業者が施設を建設後、その施設を公共団体がリースする事業手法。P F I 事業者は、公共団体からリース代金を受け取り、投下資金を回収した後に所有権を公共団体に引き渡すことになる。

(5) P F I のプロセス

P F I の実施にあたっての全体プロセスは、次のような流れとなります。

図表 12 P F I 検討・実施の流れ



① 事業の発案

事業所管課による発案のほか、民間事業者からの提案が可能です。

② 事業手法の検討・公表

次章に示す優先的検討の流れに基づき、P F I の対象事業と事業手法を決定します。

③ 実施方針の策定・公表

民間事業者とのリスク分担、施設の立地条件や規模等を定めた実施方針を策定し、公表します。

④ 特定事業の選定・公表

民間事業者を対象に説明会を開催して、事業可能性を検討した結果を踏まえ、特定事業を選定し、その結果を公表します。

⑤ 民間事業者の募集・選定・公表

総合評価一般競争入札を原則として、民間事業者の募集及び選定を行い、選定後、評価結果を公表します。

⑥ 協定等の締結等

市民サービスの水準の維持、リスク分担等について、可能な限り具体的に規定した上で、市とP F I事業者との間で事業契約を締結します。

⑦ 事業の実施、監視等

設計・建設段階における実施状況の確認のほか、事業の実施状況報告、財務状況報告の提出等により、事業のモニタリングを行います。

⑧ 事業の終了

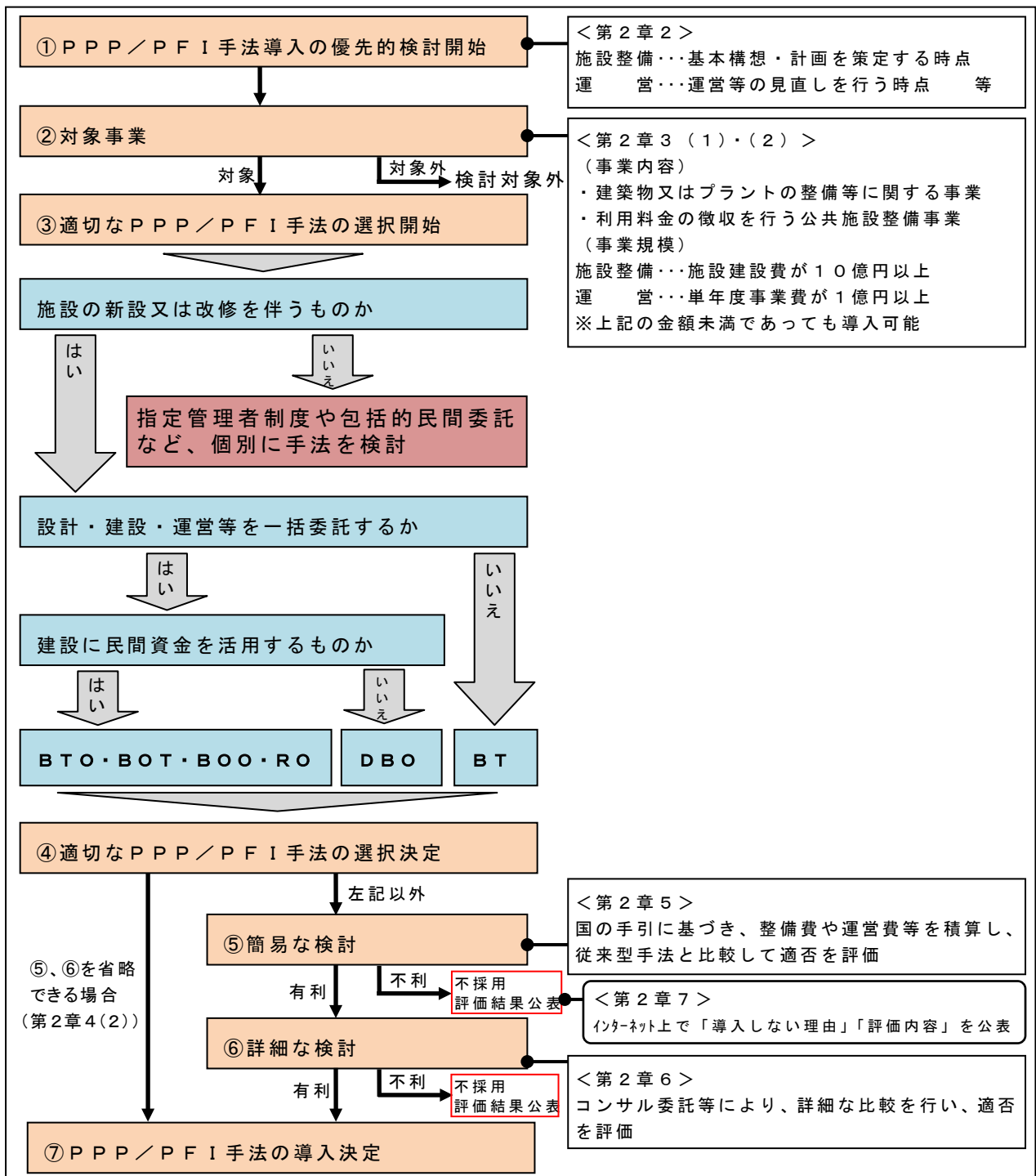
事業終了時においては、契約内容に基づき必要な措置を行います。

第2章 福井市におけるPPP/PFIの優先的検討

本章では、本市において、従来の整備手法に優先してPPP/PFIの導入可能性を検討するための流れについて定めます。

なお、施設運営については、指定管理者制度や包括的民間委託など、個別に手法を検討していきます。

図表 13 福井市におけるPPP/PFIの優先的検討の流れ



参考：内閣府「PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引」

1 対象とするPPP／PFI手法

優先的検討の対象とする手法は、次のとおりです。

- ① 公共施設等の運営等
公共施設等運営権方式、指定管理者制度、包括的民間委託、O方式^⑨
- ② 公共施設等の設計・建設・運営等
BTO方式、BOT方式、BOO方式、DBO方式、RO方式
- ③ 公共施設等の設計・建設
BT方式、民間建設借上方式 等

2 優先的検討の開始時期

優先的検討の開始時期は、次のとおりです。

- ① 新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合
- ② 公共施設等の運営等の見直しを行う場合
- ③ その他、公共施設等の整備等の方針を検討する場合

3 優先的検討の対象事業

本市における市民サービスの提供において、次の項目に該当するものは、PPP／PFIの導入を必ず検討します。

(1) 事業の内容

次のいずれかに該当する事業その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業

- ① 建築物又はプラントの整備等に関する事業
- ② 利用料金の徴収を行う事業

(2) 事業規模

次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業

- ① 施設建設費が10億円以上の事業
- ② 単年度の運営・維持管理費が1億円以上の事業
- ③ その他、①、②で定める金額未満であっても、民間活力の導入により市民サービスの向上や財政的効果が期待できる事業

^⑨ O方式とは、「Operate」方式の略で、選定事業者は、施設の設計・建設や保有は行わず、施設の維持管理及び運営のみを事業期間終了時まで行う事業方式

(3) 対象事業の例外

次に掲げる公共施設整備事業を優先的検討の対象から除きます。

- ① 既にPPP/PFI手法の導入が決定している事業
- ② 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく市場化テストの導入が前提とされている事業
- ③ 民間事業者が実施することが法的に制限されている事業
- ④ 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある事業

4 適切なPPP/PFI手法の選択

(1) 採用手法の選択

優先的検討の対象となる事業について、本章第5項の簡易な検討及び第6項の詳細な検討に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、最も適切なPPP/PFI手法（以下「採用手法」という。）を選択します。

この場合において、一つの手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択します。

(2) 検討を省略できる採用手法

採用手法が次に掲げるものに該当する場合には、それぞれの定めるところにより、当該採用手法の導入を決定することができます。

- ① 指定管理者制度
簡易な検討及び詳細な検討の省略
- ② 当該事業が施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なものに該当する場合におけるBTO方式
簡易な検討を省略し、詳細な検討を実施
- ③ 民間事業者からPPP/PFIに関する提案がある場合であって、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合
簡易な検討を省略し、詳細な検討を実施

5 簡易な検討

(1) 定量評価

従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較し、採用手法の導入の適否を評価します。

複数の手法を選択した場合においては、各々の手法について費用総額を算定し、同様の比較を行います。

- ① 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用
- ② 公共施設等の運営等の費用
- ③ 民間事業者の適正な利益及び配当
- ④ 調査に要する費用
- ⑤ 資金調達に要する費用
- ⑥ 利用料金収入

(2) その他の方法による評価

定量評価のほか、次に掲げる定性的な事項を調査し、採用手法の導入の適否を評価します。

- ① PPP／PFIの市場動向
- ② 民間事業者による創意工夫の発揮余地
- ③ 補助金等の活用の可否
- ④ スケジュール

6 詳細な検討

簡易な検討において採用手法の導入に適していると評価された公共施設整備事業を対象として、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、採用手法の導入の適否を評価します。

7 評価結果の公表

(1) 簡易な検討の結果の公表

① 定量評価の結果の公表

定量評価の結果、PPP／PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項をそれぞれの定める時期にインターネット上で公表します。

- ・ PPP／PFI手法を導入しないこととした旨その他当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項

PPP／PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期

- ・ PPP／PFI手法簡易評価調書の内容

入札手続の終了後等適切な時期

② その他の方法による評価の結果の公表

その他の方法による評価の結果、PPP／PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項をそれぞれの定める時期にインターネット上で公表します。

- ・ PPP／PFI手法を導入しないこととした旨及び客観的な評価結果の内容（当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらないものに限る。）

PPP／PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期

- ・ 客観的な評価結果の内容（当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながるものに限る。）

入札手続の終了後等適切な時期

(2) 詳細な検討の結果の公表

詳細な検討の結果、PPP／PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項をそれぞれの定める時期にインターネット上で公表します。

- ・ PPP／PFI手法を導入しないこととした旨その他当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項

PPP／PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期

- ・ PPP／PFI手法簡易評価調書の内容（詳細な検討の結果を踏まえて更新した場合は当該更新した後のもの）

入札手続の終了後等適切な時期

8 PPP／PFIの推進・実施体制

(1) PPP／PFIの推進体制

PPP／PFIの導入検討若しくは実施にあたっては、その事業所管課が主体となりますが、円滑に進められるような推進体制を整備します。本市におけるPPP／PFIの適正かつ円滑、継続的な運用を図るため、事業所管課と関係課の役割分担を明確にして、サポート体制を構築します。

(2) PFIの実施体制

PFIの検討にあたっては、財務、法務、技術面等の多方面にわたる専門的知識やノウハウが必要とされることから、あらゆる方面からの検討を行うため、以下の通り、庁内横断的な検討組織や外部組織を設置します。また、DBOのように、PFI法には基づかないもののPFIに準じる手法についても、同様の体制で実施していきます。

なお、指定管理者制度や包括的民間委託など、その他の手法については、本市が定める指定管理者制度運用ガイドラインなどを踏まえて個別に実施していきます。

① PFI検討委員会

事業所管課によるPFIの簡易な検討及び詳細な検討の検証を行い、PFI手法の導入の適否を判断するため、庁内横断的な組織として「PFI検討委員会」を設置します。検討委員会の委員は、関係課の長で構成します。

② PFI選定委員会

PFIにおける事業者選定にあたり、公平性、透明性、専門性を確保するため、外部組織として「PFI選定委員会」を設置します。選定委員会の委員は、事業案件ごとに、関係部長と学識経験者で構成します。

③ アドバイザー

事業所管課は、実施方針の策定等の業務を行うにあたり、必要に応じてPFI事業において求められる財務、法務等の専門知識について助言するアドバイザーを活用します。

おわりに

PPP／PFIについては、多種多様な手法が考えられることから、今後、国や他の地方公共団体の状況や制度改正等を踏まえて、必要に応じて本基本方針を見直していくこととします。

また、PFI等による公共サービスの実施のための詳細な手続き等については、別途定めることとし、必要に応じて更新していくこととします。